

議案第 88 号

市川市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について

市川市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 30 年 2 月 26 日提出

市川市長職務代理者

市川市副市長 佐藤 尚美

市川市条例第 号

市川市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

市川市消防団員等公務災害補償条例（昭和 41 年条例第 15 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 3 項中「、第 1 号」の次に「又は第 3 号から第 6 号までのいずれか」を加え、「333 円を」を「1 人につき 217 円を」に改め、「267 円（非常勤消防団員等に第 1 号に該当する者がいない場合には、そのうち 1 人については及び「）を、第 3 号から第 6 号までのいずれかに該当する扶養親族については 1 人につき 217 円（非常勤消防団員等に第 1 号に該当する者及び第 2 号に該当する扶養親族がない場合には、そのうち 1 人については 300 円）」を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の第 5 条第 3 項の規定は、平成 30 年 4 月 1 日以後に支給すべき事由の生じた公務災害補償並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の

期間に係る傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金（以下「傷病補償年金等」という。）について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた公務災害補償（傷病補償年金等を除く。）及び同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金等については、なお従前の例による。

理 由

「非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令」の改正に伴い、非常勤消防団員等に対する公務災害補償に係る補償基礎額について非常勤消防団員等に扶養親族がある場合における加算額を改める必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。